

# 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例 骨子（案）

## 1. 条例制定の背景

現代社会は多様性にあふれていますが、それぞれ違いのある人同士が、お互いに尊重し合い、支え合いながら、社会の一員として居場所を持ち、自らの生き方を自ら決めていくことで、全ての人は、等しく个性的に生きることができます。

しかしながら、現状としては、生まれながら、又はライフステージや暮らしの状況によって、様々な「困難」に直面している人がおり、それは、共生社会の実現を阻む要素となります。「困難」を個人や家族の中にあるものとせず、社会の課題として対応すること、「社会的な障壁」を取り除くことは、健康で豊かに暮らしていくための基盤となるものです。

そのため、市では、「社会的な障壁」を取り除き、全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、孤立せず、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すための条例を制定しようとするものです。

## 2. 条例の趣旨

「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」は、鎌倉市の目指す共生社会のあり方を明文化し、広く共有しようとするものです。共生社会の実現に向けた取り組みについて基本理念を定め、施策の基本的事項を定めることにより、行政の責務や市民等への効力を明確にするとともに、この条例を市全体の取り組みの土台となる共通認識として位置づけます。

## 3. 条例の基本的な考え方

共生社会の実現に向けては、「困難に直面している人」の「社会的な障壁」を取り除くことが必要であると考え、条例では、そのための施策を規定します。「社会的な障壁」を取り除くことは、いわゆる「(障害の) 社会モデル」の考え方に沿うものです。

「困難に直面している人」とは、障害者、子ども、高齢者、外国籍の人、1人親家庭、LGBT などの属性を特定して対象とするのではなく、社会的に困難に直面している人全てを対象とします。また、誰もがライフステージや暮らしの状況によって困難に直面する可能性があり、「社会的な障壁」を取り除くことで困難を解消できる、流動的なものであると考えています。

## 「(障害の) 社会モデル」の考え方

「困難」に直面する原因は、「その人の心身機能によるもの」ではなく、「社会環境因子が整備されていないため」とする考え方です。

■例1 車椅子で生活している人が、階段しかない建物の2階に行きたいとき、自力で階段を登れるようにリハビリをすることで障害を減らす、と考える（(障害の) 医学モデル）のではなく、建物にエレベーターをつける、周りの人が車椅子を持ち上げるなどによって、障害を減らすという考え方

■例2 認知症の人が、認知機能の低下によって散歩に出ると道に迷うので、外出できないような場合、服薬等によって認知症の症状を抑えることで、外出する際の障害を減らす（(障害の) 医学モデル）のではなく（治療が不要ということではありません）、ヘルパーによる外出支援や、機器ガイダンスによる補助などを使うことで、障害が減り、本人も安心して外出できるようになるという考え方

## 4 条例の骨子（案）

### （1）前文

この条例を制定するにあたっての基本的な認識、制定に向けた決意を明らかにするため、前文を設けることとします。前文は、条例制定の背景や経緯を示し、この条例全般にわたる解釈、運用の拠りどころとなるものです。

### （2）目的

この条例は、市民が相互に理解し合うとともに、何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除くことで、全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、安心して暮らし、過ごすことのできる共生社会を実現するため、市の施策の基本となる事項を定めることを目的とします。

### （3）定義

この条例で使用する用語の定義をします。

◆共生社会 全ての人が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、安心して暮らし、過ごすことのできる社会

※第3次総合計画第4期基本計画の策定方針における共生の視点と合わせています。

◆市民 鎌倉市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

※共生社会を実現するための活動には、住民のほか市内に通勤、通学する人たちの

係わりも不可欠と考え、広く定義しています。

◆事業者 市内で事業活動を行う者

※市内の企業や学校、社会福祉法人、市民活動団体とそこで活動する人を指しています。

(4) 基本理念

市が共生社会の実現に向けて、全体の共通認識として必要となる考え方を規定するものです。共生社会の実現に向けた取り組みの推進に当たっては、市民が有する何らかの困難を社会全体の課題として捉え、次に掲げる基本理念に基づき行うものとします。

- ◆ 市民は、互いの違いを認め合い、様々な機会をとらえて共生社会について学び、様々な主体とのつながりを構築しながら、社会的に孤立することなく、地域社会を構成する一員として社会参加できること。
- ◆ 市民は、コミュニケーションを行う際に支援が必要な状況か否かに関わらず、必要な情報を取得し、自らの生き方を自らの意思で選択し、決定し、主体的に生活できること。
- ◆ 市民は、安全で安心した環境の下で生活できること。
- ◆ 市民は、何らかの困難を有するときは、立場、年齢、性別、その他の様々な違いに関わらず、合理的な配慮に基づいた必要な支援を受けられること。

(5) 市の責務、市民、事業者の役割

◆市の責務

市は、基本理念に則り、共生社会の実現に向けた取り組みを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

◆市民・事業者の役割

市民、事業者は、基本理念について理解を深め、共生社会の実現に向けた取り組みに努めるものとします。

(6) 基本的施策

市は、共生社会の実現に向けて、次に掲げる施策を実施します。

ア 意識の形成と理解の促進

(ア) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、共生社会について学び、実践できるよう、意識の形成を図る。

<具体例>

学校教育や生涯学習の現場における、いじめや障害者差別、多文化への無理解などについての学び等

(イ) 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を実施する。

<具体例>

この条例についての市民広報、共生社会や社会的障壁についての理解促進 等

(ウ) 市民が様々な分野の活動に参加できるよう、多様性に配慮した市民の交流の場を確保し、充実させる。

<具体例>

現行の施設やイベント等における障害者や多文化など多様性への配慮の視点からの見直し  
交流のあり方の検討 等

(エ) 意識の形成と理解の促進及びすべての市民の社会参画を実現するため、市民の意思決定及び意見表明のための支援を確保し、充実させる。

<具体例>

コミュニケーション等支援者の養成や派遣の充実  
情報取得及びコミュニケーションの支援のための機器の情報収集、利用普及 等

## イ 個に応じた情報提供

(ア) 情報の取得を困難とする市民が必要な支援を得られるよう、必要かつ合理的な情報提供の手段を確保する。

<具体例>

わかりやすく、具体的、直接的な表現、庁舎や執務室のレイアウトなど視覚的な配慮、  
ユニバーサルデザインの採用 等

(イ) 何らかの困難を有する市民が必要な支援を得られるよう、情報の整理を行うとともに、支援者間の情報の共有及び活用に努める。

<具体例>

社会資源の情報を整理して提供  
福祉の総合相談、複合的な課題を丸ごと受けとめる相談支援機能 等

(ウ) 市民の意思や要求を的確に把握し、正しく理解できるよう、個人の状態に合わせた多様な意思疎通のための手段の確保に努める。

<具体例>

手話通訳体制の充実、日本語を母語としない人への対応  
意見表明が困難な人の社会参加の促進 等

## ウ 生活環境の整備

(ア) 個に応じた物理的な生活環境の整備に努める。

＜具体例＞

道路の段差解消、点字ブロック、歩道整備、住環境整備  
公共交通機関のホームドアやノンステップバス導入への働きかけ 等

(イ) 地域における住民相互の支援体制を整備するとともに、生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくりに努める。

＜具体例＞

自治会、民生委員児童委員、消防団、学校、保育園、幼稚園、郵便局、企業やコンビニなど  
地域で活動する団体がそれぞれ、また連携して生活課題の予防や早期発見ができるよう働き  
かける 等

## エ 共生社会の実現に向けた推進体制の整備

(ア) 共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携を図り、また、当該市民及び事業者への支援を行う。

＜具体例＞

市民、市民団体との連携及びネットワークづくりの推進、市民、市民団体への支援制度の整備  
コーディネーターの育成 等

(イ) 何らかの困難を有する市民に対する支援の質を向上させるとともに、支援者に対する支援に努める。

＜具体例＞

インフォーマルなサービス提供のしくみづくり、専門職員間の連携強化、研修機会の創出  
支援者ネットワークづくりへの支援 等

(ウ) 保健、医療、福祉、教育その他制度の枠を超えた分野横断的な支援体制を構築する。

＜具体例＞

複合課題への対応としての総合相談体制や相談コーディネート機能の整備  
制度間の支援の引き継ぎ方法の設計 等

## (7) 災害等への対応

災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む）においては、基本的施策の趣旨に則り、必要な情報の収集又は自らの身体及び生命を守るための行動に何らかの支援が必要な市民等に対して、市民と協力しながら、多様性に配慮した支援が提供できる体制整備に努めることとします。

※災害時は、非常時に増して、社会的弱者にしわ寄せが起こる状況であり、このような状況下でも人々の多様性や個性が尊重されるべきであると考えています。防災についての関心も高く、この条例の中で特に強調したいという声があるため、一つの条を設けて規定しようとするものです。

<具体例>

災害時要支援者支援に関する体制整備、避難所・福祉避難所の整備 等

#### (8) その他の規定

市が各施策を実施していくに当たり、必要な事項を定めます。

##### ◆計画等への反映等

第3次総合計画第4期基本計画の策定方針に「共生の視点」を掲げていることから、本条例を通じて共生社会の理念、施策の枠組みを作り、個別の行政計画、個別事業に反映させていくことで、共生社会の実現を図ります。また、各計画の評価の際には、共生の視点を含めて評価することとします。

##### ◆財政上の措置等

共生社会の実現に向けて必要となる財政上の措置やその他行政としての取り組みを講ずるよう努めることを規定します。

### 5 今後のスケジュール（予定）

平成30年	9月	市民アンケート実施 9月定例会観光厚生常任委員会に報告 eモニターアンケート実施
	10月	第3回共生社会推進検討委員会 市民、団体等へのヒアリング 庁内意見公募実施
	11月	第4回共生社会推進検討委員会 パブリックコメント実施
	12月	12月定例会観光厚生常任委員会に報告
平成31年	1月	第5回共生社会推進検討委員会
	2月	2月定例会への議案提案
	4月	条例施行